

印西市建設工事等に係る設計違算に関する事務取扱要綱（逐条解説）

平成31年4月1日

（趣旨）

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事及び最低制限価格を付した街路樹管理業務、公園管理業務、草刈業務その他これらに類する業務の委託（以下「建設工事等」という。）に係る入札の透明性及び公平性を確保するため、建設工事等の入札執行に際し、設計違算が判明した場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

建設工事等の入札執行に際し、設計に誤りが判明した場合、その業務の執行の状況に応じた事務の取扱い方法を定める。

（定義）

第2条 この要綱において「設計違算」とは、積算条件と異なる単価、歩掛等の適用により、単価及び金額の記載された設計書（以下「金額入り設計書」という。）を確認しなければ判明しない設計金額の誤りをいい、積算数量等の不整合は含まないものとする。

閲覧資料：図面、仕様書、現場説明書、現場説明に対する回答書及び、施工条件の明示を示します。

予定価格等：予定価格、最低制限価格、低入札調査基準価格又は失格基準価格を示します。

【設計違算とする事例】

○設計書歩掛り等の不整合

例：金額入り設計書と閲覧資料を比較して、差異が生じている場合

閲覧資料への記載内容に違いや、単価、金額等の積算根拠となる資料の内容が足りないために、入札参加者の積算金額に差異が生じる恐れのある場合

○執行何における設計図書と閲覧資料に差異が生じている場合

例：設計図書又は閲覧資料の一部を削除、追加、または加筆している場合
執行伺から閲覧開始までに必要な設計金額の変更を行わずに図書のみを
修正、変更がなされた場合

○閲覧資料に明示している諸経費算出方法、単価世代に差異が生じている場合

例：設計書に表示された単価世代、工事区分、諸経費の工種、施工地域補正、
前払金支出割合、契約保証費の計算方法が示された内容と異なる算出が
なされた場合

設計書の作成中に単価世代が更新された場合に旧単価が残るなど、表示
された単価世代と異なった単価が使用された場合

○設計書単価の直接入力で誤りが生じた場合

例：単価の直接入力にミスがあった場合

【設計違算としない事例】

○積算数量の不整合

例：建築工事において、設計図に示す数値から求められた数量と参考資料と
して提示した内訳資料の数量に不整合が生じている場合は、契約締結後
に設計を変更する。

○数量総括表の不整合

例：土木工事において、設計図に示す数値から求められた数量と数量総括表
に不整合が生じている場合は、数量総括表によって入札を実施し、契約
締結後に設計を変更する。

○施工条件と現場条件の違い

例：原則として、現場の状況は、設計書作成者が十分に確認し作成にあたる
もので、施工条件に変更が生じないように検討されるものとなるが、施
工方法や機械施設等の仮設について、施工者の創意工夫がなされる余地
のあるものを設計違算とはしない。

○入札参加者が必要とする内訳の項目の追加・修正

例：総合評価方式による特別簡易型以外の審査を実施した場合など、施工方
法の変更や安全対策等、施工者が事前に必要として追記、修正した内容
について、これを設計違算としない。

(開札前の対応)

第3条 市長は、入札の公告又は指名通知の発行を行ってから開札する前までの間に設計違算があったことが判明した場合は、入札を中止するものとする。

原則として、設計に誤りのあった場合には、入札を中止する。

2 前項の規定にかかわらず、現場説明書により通知した現場説明の質問に対する回答書（以下「質問回答書」という。）の回答期日前であって、設計違算の内容及び金額の誤りが軽微である場合は、設計違算を訂正し、質問回答書の回答期日までに、入札参加者に周知することにより、入札を続行することができるものとする。

設計の誤りが判明した時点が、現場説明の質問に対する回答書の回答期日前である場合、設計違算を訂正し、入札参加者に周知することにより、工事価格の算出が可能となる場合においては、入札を続行する。

設計違算の内容及び金額の誤りが軽微と判断できるものは、単価や金額の大小にかかわらず、単価や金額の構成において、見積価格を使用していない場合をいう。「見積価格」は、特殊な条件、発注機会が希少であるために専門業者の価格の確認を必要とするもので、当初予定された入札までの期間において、入札参加者の行う工事価格の算出期間が減少することが考えられる。

これにより、すべての入札参加者が同様の条件により入札に参加できない状況となることが懸念されるためである。

なお、設計の変更により予定価格等の変更が生じる場合は、直ちに必要な事務を執行する。

ただし、予定価格等の決定を行う専決者が不在で、予定価格の変更の事務の執行が行えない状況である場合には、入札を中止する。

予定価格を事前公表している場合にあっては、公表している価格の訂正は、現場説明の質問に対する回答の期日までとし、入札を継続する。

(落札者決定前の対応)

第4条 市長は、開札を行ってから落札者を決定する前までの間に設計違算が判明した場合は、入札を無効とするものとする。

原則として、設計に誤りのあった場合には、落札者の決定を行わないものとし、入札を無効とする。

2 前項の規定にかかわらず、設計違算の内容及び金額が軽微であり、かつ、落札者の決定に影響がない場合であって、当該入札の落札候補者が契約の締結を望むときは、入札を有効とし、落札者を決定することができるものとする。

開札後に設計の誤りが判明した場合において、設計違算による金額の変動が、訂正後の設計により算出された予定価格等（以下「正当な価格」という。）においても、落札者の決定に影響のない範囲を「金額が軽微」とします。

予定価格を公表している場合において、設計違算により予定価格が変動した場合であっても、正当な価格等の範囲内に応札者がいる場合には、「金額が軽微で、かつ、落札者の決定に影響のない場合」とします。

変動型最低制限価格の対象としている場合において、設計違算により予定価格が変動し、有効な入札とする参加者に変更が生じた場合であっても、最低制限価格を再計算しない。

なお、落札候補者となった者に資格がないと認められた場合に行われる再計算の実施においても、上記に示す有効な入札とする参加者の変更行うことなく、当該候補者の入札金額のみ除くものとする。

入札参加者のうち、落札候補者となりうるものが、設計違算の内容を確認した後、当該契約の締結を望む場合には、入札を有効とします。

(契約締結前の対応)

第5条 市長は、落札者を決定してから契約を締結する前までの間に設計違算があったことが判明した場合は、入札を無効とし、落札者の決定を取り消す

ものとする。

原則として、設計に誤りのあった場合には、入札の手続きを中止し、契約を締結しない。

また、落札者の決定を取り消すこととする。

2 前項の規定にかかわらず、設計違算の内容及び金額の誤りが軽微であり、かつ、落札者の決定に影響がない場合であって、当該入札の落札者が契約の締結を望むときは、入札を有効とし、契約を締結することができるものとする。

落札候補者の決定後に設計の誤りが判明した場合において、設計違算による金額の変動が、正当な価格においても、落札者の決定に影響のない範囲を「金額が軽微」とします。

予定価格を公表している場合において、設計違算により予定価格が変動した場合であっても、正当な価格の範囲内に応札者がいる場合には、「金額が軽微」とします。

変動型最低制限価格の対象としている場合において、設計違算により予定価格が変動し、有効な入札とする参加者に変更が生じた場合であっても、最低制限価格を再計算しない。

なお、落札者となった者に資格がないと認められた場合に行われる再計算の実施においても、上記に示す有効な入札とする参加者の変更行うことなく、当該者の入札金額のみ除くものとする。

入札参加者のうち、落札候補者となったものが、設計違算の内容を確認した後、当該契約の締結を望む場合には、入札を有効とします。

(契約締結後の対応)

第6条 市長は、契約を締結した後に設計違算があったことが判明した場合は、契約を解除するものとする。この場合における入札及び落札者の決定の取扱いについては、前条第1項の規定を準用する。

原則として、設計に誤りのあった場合には、契約を解除する。

工事途中の契約の解除に関しては、工事途中の完了形態を受注者と協議して定めることとし、印西市工事検査要綱第4条第1項第2号ウに規定する契約解除検査を実施する。

工事の完了分、及び工事を途中で安全に完了させるために生じた費用を含めて工事費を支払うとともに、これにより生じた請負者の損害を補償する。

2 前項の規定にかかわらず、設計違算の内容及び金額の誤りが軽微であり、かつ、落札者の決定に影響がない場合又は工事の履行状況等により契約を解除しがたい場合において、当該相手方が契約の継続を望む場合は、契約を継続することができる。

契約締結後に設計の誤りが判明した場合において、設計違算による金額の変動が、正当な価格においても、落札者の決定に影響のない範囲を「金額が軽微」とします。

「工事の履行状況等により解除しがたい場合」とは、請負者が、設計違算の内容を確認した後、当該契約の継続を望む場合であって、全ての工種又は工程に着手し、かつ、連続した範囲又は、同一の躯体、下地を施工する場合で、分割しがたい状況であること。

なお、工事を中断することにより、周辺住民及び利用者の安全の確保が難しい場合又は、その利用に際し、著しく不便を来たすことが予想される場合においては、この限りではないものとする。

(その他の対応)

第7条 市長は、第4条第2項の規定により落札者を決定し、若しくは第5条第2項の規定により契約を締結し、又は前条第2項の規定により契約を継続する場合は、設計金額を訂正し、別記様式により当該者及び入札参加者に通知するものとする。

入札を有効とし契約を継続する場合は、設計金額を訂正し、入札参加者に経

緯と処置内容を通知する。

(公表)

第8条 市長は、第4条第1項若しくは第5条第2項の規定により入札を無効とし、又は第6条第1項の規定により契約を解除する場合は、速やかに公表するものとする。

この要綱により、入札を無効とし、契約を解除することとなった場合の公表は、当該者と入札の無効、または契約の解除を行うことが合意された後とし、この場合における合意とは、口頭によるものでもよいものとする。

なお、入札の無効、または契約を解除することを当該者が承諾、合意に至らない場合においては、内容証明により、入札の無効通知、または契約の解除通知を送付した後とし、当該者の承諾を必要としないものとする。

公表の承諾の必要のないことは、当該要綱の告示による。

公表とは、「いんざいインフォメーション」による各報道機関への周知、「市ホームページ」への掲載とする。

【地方自治法】

第234条 1～4（省略）

5 地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であって、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。

6（省略）

【契約約款】平成28年度「継続費：標準」

第49条 発注者は、工事が完成するまでの間は、第47条第1項又は第47条の2の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

【民法】

第641条 請負人が仕事を完成しない間は、注文者は、いつでも損害を賠償して契約の解除をすることができる。

【裁判事例】

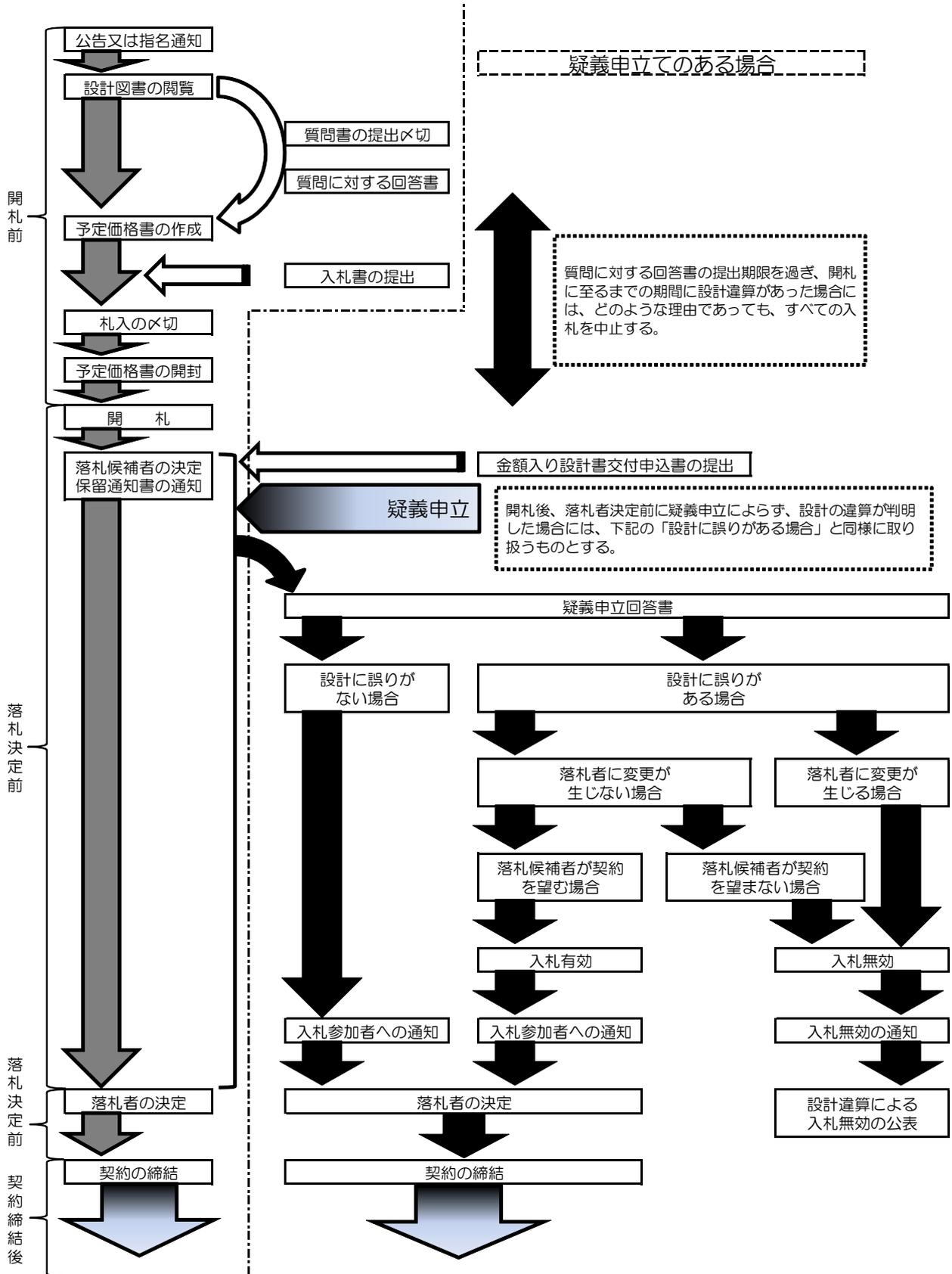
東京高判昭和60・5・28（判例時報1158号200頁）

請負人は、注文者側の一方的事情により請負契約を工事途中で解除されるものであるから、これによる積極損害の賠償を請求しうることはもとより、工事完成により得べかりし利益をも損害として請求することができるものと解すべきである（但し、公平の見地上、請負人が中途解約により節約できた労力を他の仕事に転用しこれによって利益をあげたような場合には、請負人は右未完成部分の工事完成によって得べかりし利益から他の仕事によってあげた利益を控除した残額についてのみ損害賠償の請求をすることができるものと解すべきである。）。

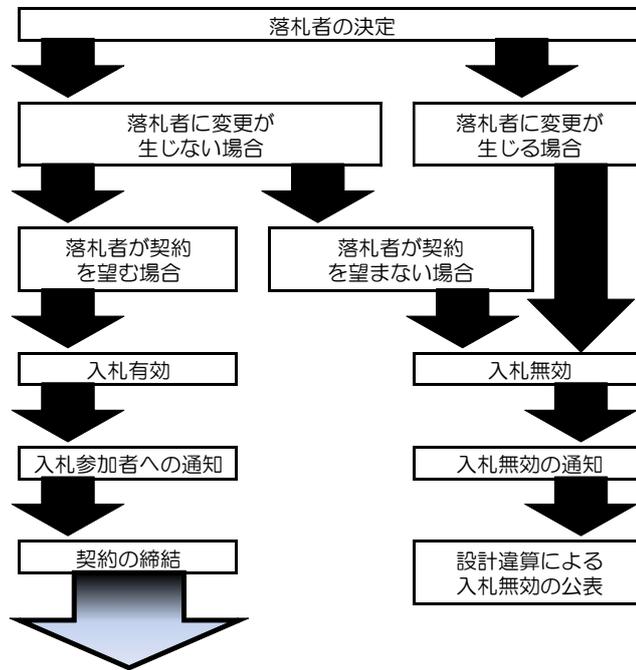
【設計書】

- ※土木工事における閲覧資料とする工事内訳書（金額抜き設計書）の構成は、設計書鑑、設計概要及び内訳細別（新土木工事積算大系の工事工種体系における細別）までとし、数量総括表と同等して取り扱うものとする。
上記には、設計基本情報を含むものとし、参考資料とする単価表においては、単価の適用がわかるように記載したものとする。
- ※建築工事における閲覧資料とする工事内訳書（金額抜き設計書）の構成は、設計書鑑、設計概要、科目内訳及び中科目内訳までとし、この全てを参考資料とする。

入札・契約行為に係る設計違算・疑義及び設計書交付に関する事務の流れ



契約締結前



契約締結後

